

令和4年5月25日  
在ボツワナ日本国大使館

海外在留邦人等向けワクチン接種事業：2回目接種と3回目接種の接種間隔の短縮

○現在、羽田及び成田空港にて行っている海外在留邦人等向けワクチン接種事業について、5月25日（水）から3回目の接種の時期が、「2回目接種から少なくとも5か月経過した後」に変更されました。

1 現在、羽田及び成田空港で行っている満12歳以上の海外在留邦人等を対象とした海外在留邦人等向けワクチン接種事業について、5月25日（水）から、3回目の接種時期が、2回目接種から「少なくとも6か月経過した後」から「少なくとも5か月経過した後」に変更されました。

2 この運用変更に伴う措置に基づいた予約開始は、5月25日午前10時以降（日本時間）からとなります。なお、既に予約済みの方が予約日程の前倒しを希望される場合には、予約サイトにおいて予約日時の変更も可能です。

3 本事業により接種を希望する場合には、本邦入国時の水際対策として実施している待機措置の状況にも留意しつつ、接種間隔を考慮した上で渡航予定・計画を立ててください。

詳細は、以下の外務省海外安全HPに掲載していますので、そちらをご確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

\*\*\*\*\*

在ボツワナ日本国大使館 ホームページ：

[https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.botswana.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

住所：4th Floor Barclays House, Plot 8842, Khama Crescent, Gaborone, Botswana

開館時間：8：30-12：00 14：00-16：30

電話：(+267) - 391 - 4456

Email でのお問合せ：information@gr.mofa.go.jp